環創環評第258号 平成30年12月4日

鹿島建設株式会社 代表取締役社長 押味 至一 様

住友生命保険相互会社 代表執行役 佐藤 義雄 様

三井住友海上火災保険株式会社 代表取締役 原 典之 様

横浜市長 林 文 子

(仮称) 横濱ゲートタワープロジェクトに係る 第2分類事業の判定について(通知)

平成30年10月2日に、横浜市環境影響評価条例第15条第1項の規定により届出のあった第2分類事業につきましては、事業の内容及び周辺地域の状況等を、横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項の規定に基づいて判定した結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められます。よって、今後、同条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行う必要はありません。

なお、計画段階配慮その他の手続の重要性を十分認識し、事業の実施にあたっては、 横浜市環境配慮指針に基づいて行った配慮の内容を具体化し、実現に努めてください。 また、横浜市環境影響評価条例第15条第2項の規定に基づいた諮問に対する答申において、横浜市環境影響評価審査会から附帯意見がありました。事業の実施にあたっては、 附帯意見にも十分配慮されるよう申し添えます。

担当 環境創造局環境影響評価課

芳川、竹ノ下

電話:045-671-4101

FAX: 045-663-7831